

市内重度訪問介護事業所 管理者 様

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部
自立支援担当課長

重度訪問介護の報酬算定に係る留意事項について

平素より、札幌市障がい福祉行政にご理解とご協力をいただいておりますことにお礼を申し上げます。

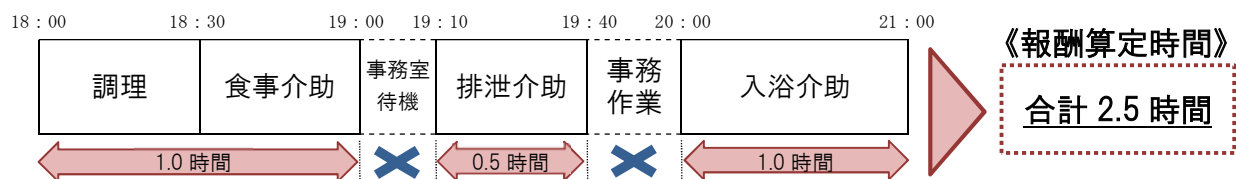
さて、重度訪問介護において、重度訪問介護事業所と同一建物内や近隣に居住する重度訪問介護利用者への報酬算定について、下記のとおり、ご留意いただきますようお願いいたします。

記

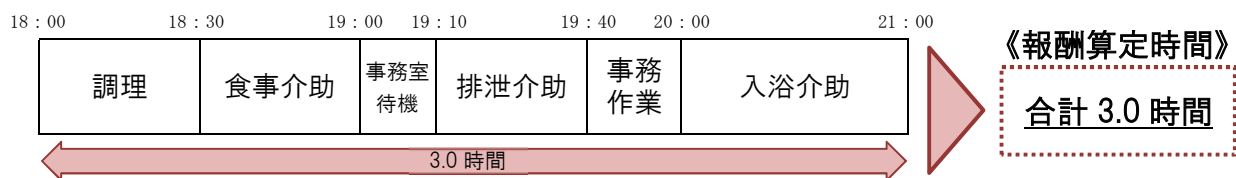
1 報酬算定に係る留意事項

重度訪問介護事業所と同一建物内や近隣に居住する重度訪問介護利用者への支援において、事業所内等における単なる待機時間や事務作業の時間など、実際にその利用者に対する介護や見守り等の支援を行っていない時間帯については、報酬算定時間の対象となりません。

【適切な例】⇒ 待機時間や事務作業の時間を除いて報酬算定



【不適切な例】⇒ 待機時間や事務作業の時間を含めて報酬算定



※ 不適切な報酬算定の具体例

- (1) ヘルパーが利用者の側におらず、事業所内の別室等で待機し、ナースコールにより対応する場合に、待機時間を含めて報酬算定している。
- (2) ヘルパーが複数の利用者の居室を巡回して、スポット的に支援を行う場合に、他の利用者への支援や、巡回の移動時間を含めて報酬算定している。

2 備考

- (1) 本通知は、本市における重度訪問介護の報酬算定に係る新たな考え方を示すものではなく、従前からの考え方を、具体的な事例を含めた留意事項としてあらためて周知するものです。
- (2) 本通知に記載している例以外の場合であっても、実際にその利用者に対する介護や見守り等の支援を行っていない時間帯については、報酬算定時間の対象となりません。
- (3) 先に記載したような不適切な報酬算定を行っていると思われる場合や、提供したサービスの内容について具体的な記録が無く、適切な報酬算定を行っていることが確認できない場合は、給付費の返還対象となる場合があります。

【サービス提供の記録について（参考）】

- 障害福祉サービス事業者は、サービスを提供したときは、当該サービスの提供日、内容その他必要な事項を、サービスの提供の都度、記録しなければなりません。
- 具体的かつ客観的に作成されたサービスの提供の記録は、サービスの内容や利用者の状況把握や、利用者からの苦情や事故への対応にも役立つものであり、さらにはサービスが行われたことの証拠書類となるものです。
- したがって、記録については、介助した正確な時間帯、介助内容、介助者の氏名及び利用者の様子等を詳細に記載しておく必要があります。

〒060 - 8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
札幌市障がい福祉課 指導担当係・給付管理係
Tel 011 - 211 - 2938 Fax 011 - 218 - 5181